令和７年度障害福祉事業所等サービス継続支援事業審査及び申請相談等対応業務委託の受託者公募に関する説明書

令和８年（2026 年）５月７日に公告した標記業務委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約締結にあたり、必要な手続き等については関係法令に定めるもののほか、この公募説明書によるものとする。

１　業務の概要等

（１）業務の目的

令和７年度障害福祉事業所等サービス継続支援事業の実施にあたり、専門業者のノウハウ等を活用することで、申請書類審査及び申請相談等の効率的な実施を図る。

（２）業務内容

「令和７年度障害福祉事業所等サービス継続支援事業審査及び申請相談等対応業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

（３）委託期間

契約締結の日から令和８年（2026 年）10 月 31 日まで

２　担当部署

〒 310－8555
茨城県水戸市笠原町 978 番６（茨城県庁 13 階北側）
茨城県福祉部障害福祉課 自立支援担当（担当：沢口）
Ｔ Ｅ Ｌ　029－301－3363
Ｆ Ａ Ｘ　029－301－3370
E-mail　shofuku-jiritsu@pref.ibaraki.lg.jp

３　応募申請書提出者の資格要件

茨城県内に本店、支店又は営業所等を有する法人であり、次の条件のすべてを満たしていること。

（１）茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成８年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

（２）宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていないこと。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札への参加の制限を受けていない者であること。

（４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。

（５）茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第２条第１号または第３号の規定に該当

する者でないこと。
（６）受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有する者であること。
（７）個人情報を適切に管理する能力・体制を有すること。

４　スケジュール（予定を含む）
（１）公募期間
公告の日から令和８年（2026 年）５月 21 日（木）午後５時まで
（２）応募申請書の提出期限
令和８年（2026 年）５月 21 日（木）午後５時まで
（３）辞退届の提出期限
令和８年（2026 年）５月 21 日（木）午後５時まで
（４）質問書受付期間
公告の日から令和８年（2026 年）５月 13 日（水）午後５時まで
（５）質問書回答日
令和８年（2026 年）５月７日（木）以降順次
（６）審査結果通知
令和８年（2026 年）５月 25 日（月）以降
（７）契約締結
令和８年（2026 年）５月 27 日（水）以降

５　質問書受付・回答
（１）提出書類及び提出方法
「令和７年度障害福祉事業所等サービス継続支援事業審査及び申請相談等対応業務委託に関する質問書」（様式第６号）により、電子メールにて提出するものとする。
なお、電子メールの未着信などによる不利益について、県は一切の責任を負わない。
また、電話による質問は受け付けない。
（２）提出先
「２　担当部署」に記載のメールアドレス
（３）質問書の受付期間
「４　スケジュール（４）質問書受付期間」に記載のとおり。
（４）回答方法
令和８年（2026 年）５月７日（木）以降、質問があり次第順次、県ホームページへの掲載により回答する。ただし、質問者の独自企画に関わることなどについては、当該質問者のみに回答する。
なお、応募申請書の審査にかかる質問には回答しない。

６　応募申請書の提出方法、提出先及び提出期限
（１）提出方法
本業務に係る応募申請書の提出を希望する者は、後述する「（２）提出書類」に記載された書類を提出先に電子メールにて送付すること。

※データ容量が 10MB を超える場合には、本県が運用する茨城県大容量ファイル交換システムにて送受信を行うため、予めその旨を申し出ること。

※企画提案書を提出した時は、電話により受信確認を行うこと。

（2）提出書類

下表に記載された書類を指定部数提出すること。

提出書類	様式	部数	備考
① 応募申請書	様式第１号	１部	
② 宣誓書	様式第２号	１部	
③ 企画提案書	様式第３号	１部	
④ 見積書	様式第４号	１部	・様式の他に、単価内訳書（任意様式）を添付すること。
⑤ その他、添付資料	任意様式	１部	・任意提出。会社のパンフレット等。

（3）提出先

「2　担当部署」に記載のメールアドレス

（4）提出期限

「4　スケジュール（2）応募申請書の提出期限」のとおり。

（5）取り消し

応募申請の取り消しは、辞退届（様式第５号）を提出先に持参し行うこと。

なお、辞退届の提出期限は、「4　スケジュール（3）辞退届の提出期限」のとおりする。

7　プロポーザル評価方法

（1）茨城県福祉部障害福祉課に設置するプロポーザル審査委員会が、プロポーザル評価基準（別紙）に記載の評価方法により審査を実施し、委託候補者を選定する。

（2）審査は書類審査によって行う。

（3）審査で応募申請が採用された者に対しては、採用された旨を書面により通知する。

（4）審査で応募申請が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨を書面により通知する。

8　見積書の留意点

（1）見積額については、9,916,625 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を超えないものとする。

（2）見積額は、提案する企画に係る一切の経費を見込み、その単価内訳（任意様式）は、見積書（様式第４号）に添付するものとする。

9　失格又は無効

下記のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

（1）提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

（2）見積もり限度額を超えた見積額を提示した場合

（3）提出書類に虚偽の内容を記載した場合

（4）審査の公平性に影響を与える行為があった場合

（５）記載すべき内容の全部または一部が記載されていない場合
（６）その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

10　業務委託候補者の選定後の取扱など
（１）最終仕様書
　県は、選定された業務委託候補者と、応募申請をもとに業務委託仕様書を加除修正し、最終的な業務委託仕様書として提示することができるものとする。
（２）スケジュール
　契約にあたっては、事前に業務のスケジュールを県と協議のうえ、確認するものとする。
（３）契約
　県は、茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第 15 号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から最終仕様書に基づいた見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認して業務を委託するものとする。
　なお、委託契約の締結にあたっては、地方自治法や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。
（４）委託料の支払
　委託料の支払は、業務終了後に提出される報告書に基づき、契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払うものとする。

11　その他
（１）書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）によるものとする。
（２）応募申請書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
（３）実施計画書の提出は１者１回１案までとする。
（４）原則として提出された書類の差替、変更、再提出及び取消は認めない。
（５）プロポーザルにおいて知り得た県の事業等の内容については、守秘義務を課する。
（６）提出された書類は返却しない。
（７）提出された書類は、提出者に無断で使用しない。
（８）応募申請書等に記載された担当職員は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。
（９）説明書に記載のない事項において、疑義が生じた場合は別に定める。
（10）応募申請書等については、茨城県情報公開条例（平成 12 年茨城県条例第５号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

別紙

審査基準項目	着眼点等
１　業務の理解度 配点：10 点	業務の趣旨、目的及び内容を十分に理解した上での提案となっているか。
２　業務の実施体制 配点：55 点	期間内に業務を遂行するために必要な人員を確保できるか。
	業務員を監督し、また、必要な業務知識や手順等を教育できる体制になっているか。
	相談対応や受付・審査の状況など、業務の進捗を管理できる体制になっているか。
	業務を効率的に実施し、必要に応じて県に改善提案等をできる体制になっているか。
３　過去の実績 配点：30 点	障害福祉事業所等からの申請相談対応業務を遂行した実績があるか。
	障害福祉事業所等からの申請書受付・審査業務を遂行した実績があるか。
４　経費積算 配点：5 点	経費の積算は合理的な内容になっているか。